⑭　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑮～⑲　第１号１⑮～⑲に同じ
2　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　第１号２⑷に同じ
⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（A活加重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
ア）３径間以下の鈑桁橋
イ）３径間以下の箱桁橋
ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が40m以上であること。
㋓　下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）
㋔　床版支間長5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、㋐～㋓は同一工事とし、㋔は別工事でもよい。なお、㋔を別工事とする場合は、㋐を満たすこと。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　第１号２⑹に同じ
⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成26年７月から平成27年12月を予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑺①に同じ
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、㋐～㋓は同一工事とし、㋔は別工事でもよい。なお、㋔を別工事とする場合は、㋐を満たすこと。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑺③に同じ
⑺～⑽　第１号２⑻～⑾に同じ
3　総合評価に関する事項
⑴　第１号３⑴に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ
②　第１号３⑵②に同じ
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「鬼怒川橋における合成床版のコンクリートの品質確保に係る具体的な提案」
㋑及び㋒　第１号３⑵②㋑及び㋒に同じ
③及び④　第１号３⑵③及び④に同じ
⑤　②㋐の「鬼怒川橋における合成床版のコンクリートの品質確保に係る具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第１号３⑶に同じ
⑷　⑵②㋐「鬼怒川橋における合成床版のコンクリートの品質確保に係る具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ
4　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号４⑹に同じ
①及び②　第１号４⑹①及び②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年１月７日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成26年１月10日午後２時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。
5　その他
第１号５に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Hanashima・Kinugawa.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第４号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北千葉道路頃久保高架橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　千葉県成田市松崎地先
⑷　工事内容　頃久保高架橋（上下線）橋種：鋼４径間連続非合成鈑桁橋（少主桁）
橋長：Ｌ＝148m　支間長：Ｌ＝36.3m＋２@37.0m＋36.3m　幅員：上り線８m、下り線11.5m　床版支間長：6.9m
工場製作工　450ｔ、工場製品輸送工　１式　架設工　１式　支承工　１式　合成床版　3,150㎡　橋梁付属物工　１式　仮設工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年６月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約450ｔ
⑺　本工事は、入札時に「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は千葉国道事務所のホームページにより公表する。